

裁判官、又しても暴言をばく。

昨日、一昨日と五日の騒動の裁判がありました。

一九日の裁判では、刑事24部、山中裁判官の担当で

Nさん(求刑一年、別件あり) ↓ 徴役七月(未決拘留算定一日)

Hさん(求刑八ヶ月) ↓ 徴役六月(執行猶予三年)

Iさん(求刑八ヶ月) ↓ 徴役六月(執行猶予三年)

の三人の判決が出ました。段々判決が重くなつてきているようです。

二の日の裁判(刑事34部、吉田裁判官)では

Mさん(求刑八ヶ月) ↓ 徴役七月(執行猶予三年)

の判決が出ました。

労働者が騒ぐ原因―資本家の不法行為(労基法違反、取寄法違反)

は一切罰せず、労働者の騒ぎのみを裁く。みせしの裁判。

労働者が騒ぐのは、それなりに理由がある(造反有理)。にもかか

いらず、なぜ騒ぐかを、裁判官は聞こうともしない(聞いてくれない)

っても聞かばい奴もある(刑事21部の裁判官)。それを聞いたら、今

んか両成敗じゃないが、資本家も罰しなけりゃならん。もしらば石一

個ぐらに投げるのと、暴力手配師の一年中のピンハネや賃金不払いど

一体ど、ちが悪いんや。

大の男を三千円以下の賃金でこき使つて、労働者の当然の権利であ

る失業保険の印紙貼付や正統な休憩時間(労働基準法でちゃんと決つ

ついでと手えなれ等の事実は西成分会の新聞「大阪城」で見いはる。くわかる。

裁判官は言う「投石は非常に危険な行為です」と。しかし奴ら裁判官は、ポリ公の暴力を見逃がしている。「治安をホー」とし、労働者に「暴力」をふるい、資本家の味をするポリ公の「取務」するならば「妨害」したくなるのが自然やないか。それを労働者だけ罰して、ポリ公を罰しないのもは手渡さやないか。

ポリ公は投石どころじゃなし、ヒジアテ、タテを使い、殴る、けるの行末を行なう。俺らは、もっとも、とポリ公の「暴力行為」の非道さを宣伝しようやないか。

別に革命目ざして右投げたんじゃないから、執
行猶予にしておきます。酒のんで、うっぶんばら
しをしたら、いけませんよ。吉田裁判官様。

確かに、革命を意識して投石したんじゃないかもいん。しかし、
こういつまでも、釜崎から手配師やポリ公の「人権無視」が
續くんじゃ、革命」と言わなくとも、「世直し」の必要は感じるよ
うになつて来たし、労働者は「権利意識」に目醒めきている。いつ
までも、矛盾を労働者にしめさせると、「革命を目ざす」ようにな
るかもしれない。裁判官サマシ

会計報告

7月20日現在

収入	
カンパ	4万5565円
建設支部	2万 円
山谷会から	2万7千 円
合計	9万2565円
支出	
差し入代	50,500円
弁護士接見用	10,000円
山谷(6.17逮捕者へ)	10,000円
通信資料代	3,715円
残金	18,350円

こいから、弁護士公判費用が
いりす。左側的にたりせん
かいた集りに下し。